



佐賀県公報

平成18年
4月5日
(水曜日)
第12738号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

○特定第二号漁業者の同意の適合	(二六七・生産者支援課)	一
○道路の区域の変更	(二六八・道路課)	一
○道路の供用開始	(二六九・)	二
公 告		
○平成十八年度調理師試験の実施	(健康増進課)	二
○大規模小売店舗の新設に関する公示	(商工課)	三
○県営岸岳地区土地改良事業計画変更決定	(農地整備課)	五

選挙管理委員会事項

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、
同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙
権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに
地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す
る者の総数の三分の一の数

(告 示・一三) 五

公安委員会事項

○平成十八年度警備員検定の実施

(公 告) 六

内水面漁場管理委員会事項

○平成十八年度における第五種共同漁業権に係る増殖目標量

(公 告) 七

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百六十七号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)

第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十八年四月五日

佐賀県知事 古川 康

区 域	区 分
唐津市第二区域(唐津市漁業協同組合の区域のうち旧高島漁業協同組合の区域)	小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)
肥前第二区域(肥前漁業協同組合の区域のうち駄竹及び向島の区域)	ます網漁業

◎佐賀県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月五日から平成十八年五月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		の変更前後の幅員		延長メートル
	前	後	メートル	メートル	
県道 大木庭武雄 線	鹿島市大字三河内字深山乙一八 九三番地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇 一、二番一地先まで	鹿島市大字三河内字深山乙一八 九三番地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇 一、二番一地先まで	七・七・五 、 一・二・〇	八九一・六	
	鹿島市大字三河内字深山乙一八 九三番地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇 一、二番一地先まで	鹿島市大字三河内字深山乙一八 九三番地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇 一、二番一地先まで	二八・三 、 五・〇	一、一五六・五	

◎佐賀県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年四月五日から平成十八年五月八日まで佐賀県交通部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄 線	鹿島市大字三河内字深山乙一八七五番二地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇一、二番一地先まで 鹿島市大字三河内字深山乙一八九三番地先から 鹿島市大字三河内字塚原甲二〇一、二番一地先まで	平成一八・四・五

○公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する平成18年度調理師試験を次のとおり行います。

平成18年4月5日

佐賀県知事 古川 康

1 試験の日時
平成18年7月13日（木）午後1時から午後4時30分まで

2 試験の場所
はがくれ荘（佐賀市天神二丁目1番36号）

3 受験資格

中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に該当する者）で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理業務に従事したもの

(1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上の飲食物を調理して供与するもの

(2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げる飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業

4 試験科目及び方法

次の科目を筆記試験で行います。

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理論

5 受験願書の配布

平成18年4月24日（月）から各保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課（佐賀市内一丁目1番59号）において配布します。

6 受験願書の受付期間

平成18年5月22日（月）から5月26日（金）まで

<p>7 受験願書の提出先 県内各保健福祉事務所</p> <p>8 提出書類 次に掲げる書類を提出してください。 なお、平成17年度佐賀県調理師試験の受験票（健康増進課長印があるものに限る。）を提出した者は、(2)及び(3)に掲げる書類を省略することができます。</p> <p>(1) 受験願書（佐賀県調理師法施行細則（昭和34年佐賀県規則第67号）第1号様式）</p> <p>(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書写し</p> <p>(3) 調理業務従事証明書（佐賀県調理師法施行細則第2号様式）</p> <p>(4) 写真（正面脱帽上半身像で6か月以内に撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの1枚を受験願書の写真欄にはり付けること。）</p> <p>(5) 受験票（50円切手をはり付けること。）</p> <p>9 試験手数料 6,100円（佐賀県収入証紙を受験願書にはり付けること。）</p> <p>10 合格発表の日時及び場所 日時 平成18年8月3日（木）午後1時 場所 県庁前の掲示板及び各保健福祉事務所</p> <p>11 その他 (1) 試験の詳細については、各保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課にお問い合わせください。 (2) 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条に基づき簡易開示制度により、試験結果の科目別得点及び総合得点を、受験者のうち希望する者に、原則として合格発表の日から1か月間、佐賀県健康福祉本部健康増進課において開示します。</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成18年4月5日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン佐賀 佐賀市兵庫北土地区画整理事業区域内22街区外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者</p> <p>(ウ) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号</p> <p>(ク) 株式会社エクスセル 代表取締役社長 佐藤 淳 広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号</p> <p>(ケ) 株式会社ニトリ 代表取締役社長 似鳥 昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番85号</p> <p>(コ) その他未定</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日</p>
---	---

<p>平成18年11月23日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 49,251平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>建物周囲 1,886台</p> <p>建物3階 874台</p> <p>建物屋上 817台</p> <p>合計 3,577台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>建物北東側 40台</p> <p>建物北西側 222台</p> <p>建物南東側 80台</p> <p>建物南西側 480台</p> <p>合計 822台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>建物南東側 1,170.00平方メートル</p> <p>建物南西側 311.75平方メートル</p> <p>建物東側 395.69平方メートル</p> <p>建物西側 588.00平方メートル</p> <p>合計 2,465.44平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>建物内南東側 72.26立方メートル</p> <p>建物内南西側 9.50立方メートル</p> <p>建物東側A 32.48立方メートル</p> <p>建物東側B 23.78立方メートル</p> <p>合計 138.02立方メートル</p>	<p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>株式会社イズミ 午前9時から午後11時まで</p> <p>株式会社エクスセル 午前10時から午後10時まで</p> <p>株式会社ニトリ 午前10時から午後10時まで</p> <p>その他 午前10時から午後10時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>建物周囲駐車場 午前8時30分から午前0時まで</p> <p>建物3階駐車場 午前8時30分から午前0時まで</p> <p>建物屋上駐車場 午前8時30分から午前10時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>建物北側 1か所</p> <p>建物西側 1か所</p> <p>建物南側 3か所</p> <p>合計 5か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>建物南東側荷さばき施設 午前5時から午後8時まで</p> <p>建物南西側荷さばき施設 午前6時から午後8時まで</p> <p>建物東側荷さばき施設 午前6時から午後7時まで</p> <p>建物西側荷さばき施設 午前6時から午後7時まで</p> <p>2 届出年月日 平成18年3月22日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成18年4月5日から</p>
---	--

平成18年8月4日まで
4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)岸岳地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年5月23日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成18年4月5日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備)岸岳地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年4月6日から平成18年5月8日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十八年四月五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五六人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一二六人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 四三、一四六人

唐津市 二〇、八〇〇人

鳥栖市 一六、七二六人

多久市 六、二二四人

伊万里市 一五、六三六人

武雄市 九、〇一三人

鹿島市 八、六三四人

小城市 一二、一七四人

佐賀郡 一九、七二一人

<p>神埼郡 一三、五九九人 三養基郡 一四、六七一人 東松浦郡 一六、六六二人 西松浦郡 五、九三三人 杵島郡 一七、〇七三人 藤津郡 一〇、九二一人</p>	<p>エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p>
<p>○ 公安委員会事項</p>	<p>4 受検資格</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員</p> <p>30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成18年5月22日(月曜日)から平成18年6月2日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面、又は申請者が警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p>
<p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年4月5日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 検定の種別及び級の区分</p> <p>貴重品運搬警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成18年7月14日(金曜日) 8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所</p> <p>ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関する事。</p> <p>イ 法令に関する事。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p>	

<p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p>	
---	--

○ 内水面漁場管理委員会事項

漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第3項の規定により、平成18年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

平成18年4月5日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内 川 和 美

第5種共同漁業権に係る平成18年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流量数	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)
内共第1号	川上川	ヤマメ	75kg	全長10~15cm	—	
		アユ	70 "	" 5~10 "	—	
		コイ	14 "	" 10 "	—	
		オイカワ・カワムツ	20 "	" 6~14 "	—	
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	150kg	全長 20cm	—	
		コイ	100 "	" 20~50 "	—	
		オイカワ・カワムツ	10 "	" 10 "	—	
内共第3号	玉島川	ヤマメ	218kg	全長7~25cm	—	
		アユ(成魚)	325 "	" 18 "	—	
		"(稚魚)	215 "	" 13~15 "	—	
		コイ	300 "	" 20 "	—	
		オイカワ・カワムツ	10 "	" 3 "	—	
		ウナギ	40 "	" 40 "	—	
		シロウオ	—	—	—	
モクズガニ	636kg	甲幅 4cm	—			
内共第4号	巖木町	ヤマメ	18kg	全長5~10cm	—	
		アユ(成魚)	140 "	" 15~20 "	—	
		"(稚魚)	56 "	" 10~15 "	—	
		コイ	20 "	" 10~15 "	—	
		モクズガニ	60 "	甲幅4~6 "	—	
ウナギ	50 "	重量 200g	—			
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 15cm	—	
		アユ	10 "	" 10 "	—	
		コイ	20 "	" 30 "	—	
		フナ	30 "	" 15~20 "	—	
		オイカワ・カワムツ	5 "	" 3~5 "	—	
モクズガニ	20 "	甲幅 6 "	—			
内共第6号	大川町	コイ	90kg	全長 15cm	—	
		ウグイ	8万粒	—	14区域	
		モクズガニ	15kg	甲幅 5cm	—	
		アユ	10 "	全長 10 "	—	
		オイカワ・カワムツ	2 "	" 3 "	3区域	
内共第7号	有浦川	アユ	10kg	全長5~10cm	1区域	
		ウナギ	10 "	" 20~25 "	—	
		シロウオ	—	—	1区域	
		モクズガニ	50kg	甲幅 3.5 "	—	
内共第8号	牟田	コイ	30kg	全長10~15cm	—	
		フナ	30 "	" 8~10 "	—	
		オイカワ・カワムツ	3 "	" 5~7 "	—	
内共第9号	塩田川	アユ	5kg	全長5~10cm	—	
		コイ	300 "	" 25~30 "	—	
		フナ	60 "	" 10~15 "	—	
		ウナギ	20 "	" 20~45 "	—	
		モクズガニ	30 "	甲幅3~5 "	—	
		オイカワ・カワムツ	—	—	3区域	
ヤマメ	6kg	全長 5cm	—			
筑後川内共第2号	佐賀県筑後川	コイ	200kg	全長 10cm	—	
		フナ	50 "	" 10 "	—	
		ウナギ	10 "	" 20 "	—	
		テナガエビ	10 "	" 3.5 "	—	
		モクズガニ	100 "	甲幅 3.5 "	—	
筑後川内共第3号	(代表)南川副	コイ	280kg	全長 10cm	—	
		フナ	100 "	" 10 "	—	
		ウナギ	350 "	" 30 "	—	
		テナガエビ	70 "	" 4 "	—	
		モクズガニ	130 "	甲幅 5 "	—	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社印刷